**指定洞道等（新規・変更）届出書**

通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として洞道、共同溝等を設置する場合、その工事の7日前までに届出が必要です。また、届出の内容に変更があった場合も同様です。

届出・申請方法

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口及び郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課でのみ受付可 | 可 |

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

* 指定洞道等（新規・変更）届出書
* 洞道等の経路図
* 洞道等が設置されている物件の概要書
* 火災に対する安全管理対策書

**▲注意事項**

・窓口での受付は、午前8時３０分～午後5時１５分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）

**２．郵送する場合（封入する書類等）【各２部（正・副）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等
* 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

**▲注意事項**

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

**３．電子申請する場合【各届出書1部（正）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課のメールアドレス[yobou-e@fd-sakata.jp（電子申請専用）](mailto:yobou-e@fd-sakata.jp（電子申請専用）)宛に送付してください。

　　▲**注意事項**

　　　・その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

問い合わせ先

消防本部予防課

　電話　：0234-31-7146（設備指導係）

　メール：[yobou-s@fd-sakata.jp](mailto:yobou-s@fd-sakata.jp)（問い合わせ専用）